

ID: 384

担当部署: 建設水道部 都市整備課 管理係

処分の概要	使用料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	名寄市都市公園条例 第13条第1項(第21条第2項において読み替える場合を含む。)		
例 規 番 号	平成18年条例第187号		
<p>【根拠条文】 (使用料及び利用料金) 第13条 次に掲げるところにより、使用料及び利用料金を定めるものとする。ただし、使用料及び利用料金の算出において10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。</p> <p>(1) 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第2条第1項若しくは第3項の許可を受けた者の使用料は、別表第3に定める額とする。</p> <p>(2) 有料公園施設の売店の使用料は、別表第2に定める額とする。</p> <p>(3) 有料公園施設のパークゴルフ場又は森の休暇村の利用料金は、別表第2に定める額の範囲内において指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。</p> <p>2 使用料の額が月を単位として定められている場合において、都市公園の利用の日数に端数が生じたときは、使用料の額はその月の日数に応じて日割計算により算出する。</p> <p>3 市長は、利用料金を指定管理者の収入として収受させることができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 8 月 15 日	最 終 変 更 年 月 日	平成 30 年 6 月 15 日